



日本BCP地震補償共済会

HPIはコチラから ▶



企業のキャッシュフローと従業員を守る

日本BCP地震補償共済



Agenda

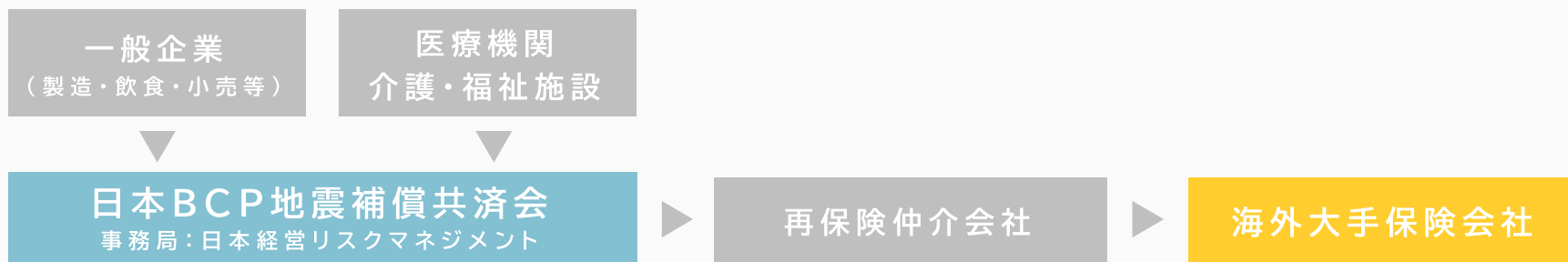
1. 日本BCP地震補償共済会について
2. 地震共済の特長
3. 補償と掛金
4. 震度観測地点について
5. ご加入までの流れ
6. よくあるご質問
7. 動画コンテンツ

1. 日本BCP地震補償共済会について

日本BCP地震補償共済会は、複数の医療機関関係者が設立発起人・理事となり、設立された団体です。
能登半島地震から1年後の2025年1月1日より補償を開始しました。

共済制度のしくみ

再保険仲介会社を通じて、イタリアの大手保険会社と長期の再保険契約を結んでいるため
大地震発生時の補償確保と安定的な運営が可能となっています。



2. 地震共済の特長

日本BCP地震補償共済は、震度6強以上を観測し、損害(物損・収益源・継続費用等)が発生した場合に、定額の共済金をお支払いするインデックス型の共済制度です。

大規模地震発生時に、速やかに当座資金をお支払いすることで、早期復旧・事業継続を支援します。

4つの特長

01

無条件加入

02

迅速な支払

03

定額の補償

04

用途は自由

2. 地震共済の特長

01 無条件加入 ▶ 地域や築年数・耐震基準に関係なく、所有・賃貸を問わず加入できます。

- 相互扶助の観点から、地域間の保険料格差をできる限り軽減しました。
- 地震・津波リスクが高い地域でも、古い施設(旧耐震基準)や賃貸物件でも加入できます。

一般的な地震保険

- 地域によって保険料が高い、加入したくても引受してもらえない場合がある
- 建物の耐震基準によって保険料が変わる、賃貸では加入できない場合がある
- 保険によっては単独では加入できない、補償額の制限が大きい など

引受の制限が厳しく、地域によっては保険料が高額で加入が難しい



2. 地震共済の特長

02 迅速な支払 ▶ 支払対象となる*震度観測地点で震度観測後、速やかにお支払いします。

- 損害調査を省略することで、震度観測後2週間程度で共済金の支払いを可能にしました。
- * 震度観測地点とは対象施設に基づく「気象庁震度観測点(約680か所)」の最寄りの地点です。

一般的な地震保険

- 交通の断絶による社会の混乱や、損害調査・修理業者のひっ迫などにより、損害調査に時間がかかる
- 特に大規模災害となると、多くの方が保険金請求をする為、さらに時間を要することもある
- * 震度6以上の地震被害においては、保険金支払いに平均200日程度要している。

収益減が予想されるなか、早期復旧・事業継続するために必要な資金が調達できない



2. 地震共済の特長

03 定額の補償 ▶ 何らかの損害が発生した場合、共済金額を上限にお支払いします。

- 実際の損害の程度によらず、震度に応じた定額の共済金をお支払いします。
- 物損だけでなく、収益減・継続費用など休業損害や不測の出費も支払いの対象となります。
- 共済金額は口数に応じて、1000万円から補償します。

復旧までの約1か月程度の固定費・利益を目安に補償額を設定いただくことを推奨しています。

一般的な地震保険

- 補償金額に制限がある（火災保険の特約付帯の場合は火災保険の上限50% など）
- 物損と収益減・継続費用は別々に加入が必要であり、それぞれ損害額の認定が必要となる



2. 地震共済の特長

04 用途は自由 ▶ 共済金の用途に関係なく、当座資金として自由に活用できます。

- 事業中断時の固定費(従業員の給与など)や再開に向けた諸費用に充てることができます。
- 見積書や請求書(領収書)は不要です。

一般的な地震保険

- 建物や設備の修復費用に限定される。固定費や諸費用の補償には別途地震利益保険の加入が必要
- 支出費用の用途が限定されるため、損害認定を経て支払われない費用もある



「BCP対策」として、災害直後の運転資金の確保に適した共済制度です。

*近年、取引先からの供給責任や社会的責任が厳しく問われ、企業においてBCP策定は企業価値を守る必須条件となっています。

3. 補償と掛金

支払対象	震度観測地点で 震度6強以上 を観測し損害が発生した場合
共済金額	1口あたり 1,000万円
共済掛金	1口あたり 年間掛金 30万円～40万円 (一部地域を除く)
共済金	震度7 で共済金額の 100% 、 震度6強 で共済金額の 50%

- 震度は、気象庁が発表する「週間地震概況」での震度観測地点の震度です。
- 1震度観測点あたり10口までは希望の口数で加入できます。
- * 11口以上加入希望の場合は、施設の規模や売り上げに応じて個別に相談を承ります。
- * お申し込み時に、契約者が指定する対象施設の最寄りの震度観測地点を共済会にて登録します。



3. 補償と掛金

支払限度額についてのご留意事項

共済期間内の支払限度額は1口あたり1,000万円です。

複数回支払事由に該当した場合は、すでに支払った共済金を差し引いた金額をお支払いします。

* ただし、震度6強のみ複数回発生した場合の上限は1口あたり500万円になります。

● 過去の大規模地震

発生日	震源地	最大震度
2016年4月14日	熊本地震(熊本県熊本地方)	7
2016年4月15日	熊本地震(熊本県熊本地方)	6強
2016年4月15日	熊本地震(熊本県熊本地方)	7
2016年4月16日	熊本地震(熊本県阿蘇地方)	6強

【お支払い事例】

①1回目の地震で震度7

▶ 共済金1,000万円をお支払い（契約は終了となります）

*4月15日に1回目の地震が起こった場合

②1回目の地震で震度6強 → 2回目に震度7

▶ 1回目に500万円、2回目に残額の500万円をお支払い（契約は終了となります）

* 震度6強で共済金をお支払いしたあとの地震は震度7に限りお支払いします。

4. 震度観測地点について

震度観測地点

- 契約時にご指定いただく住所に基づく「気象庁震度観測点一覧表」の震度観測点名称(約680か所)の地点での最寄りの地点です。
- お申し込み時に、直線距離で最寄りの地点を共済会にて登録します。
- * 共済金の支払いは、震度観測地点の震度に基づき決定されます。
対象施設での震度とは異なる場合があります。

	震度観測点名称	観測点所在地
1	大阪中央区大手前	大阪市中央区大手前4-1-76(大阪管区気象台)
2	大阪国際空港	豊中市蛍池西町3-371
3	高槻市桃園町	高槻市桃園町2-1
4	箕面市箕面	箕面市箕面5-11-19

*大阪府の観測地点は計8か所あります。



5. ご加入までの流れ

共済期間と申込締切日

- 共済期間は、申込日の翌月1日から12月31日までとなります。次年度以降は、1月1日から12月31日までの1年間です。
- 毎月20日が申込締切日で、加入は毎月受け付けます。
途中加入の場合の掛金は月割計算となります。

【例】9月20日までにご加入の場合

- ▶ 10月から補償開始
- ▶ 掛金は10月～12月の3か月間

年間掛金(30万円～40万円)÷12×3

【申込書の記入と送付&お振込み】

(毎月20日まで)



- ✓ 翌月1日から補償開始
- ✓ 加入証書の送付



*万が一、被災された場合は…

- お電話またはメールにてご連絡ください。
(震度6強以上の地震があった場合、こちらからも確認のご連絡をさせていただきます。)
- 震度確認後、申込時に登録いただいた口座振替用の口座にお振込みします。

6. よくあるご質問①

Q. 掛金は損金になりますか？

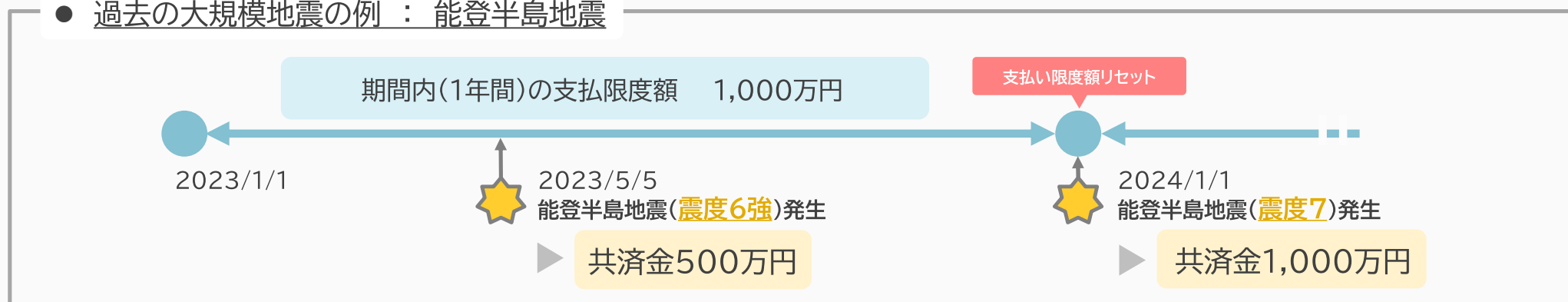
A. 全額損金算入できます。（被災時のに支払われる共済金は雑収入となります。）

Q. 支払い限度額が復活するのはいつですか？

A. 共済期間は1月1日から12月31日です。

毎年、1月1日に支払限度額(1口あたり1,000万円)がリセットされます。下記例をご参照ください。

- 過去の大規模地震の例：能登半島地震



6. よくあるご質問②

Q. 個人でも入れますか？

A. 個人事業主・法人に関係なく加入できます。

Q. 複数施設で加入したいのですが何口まで入れますか？

A. 最寄りの震度観測地点が異なる場合は、それぞれ10口までは希望の口数で加入できます。

11口以上は施設の規模等に応じて個別に相談を承ります。

*1法人あたり掛金1,000万円が加入上限となります。

Q. 地震保険に加入している場合、重複での加入は可能ですか？

A. 地震保険と地震共済では支払事由が異なるので、重複加入が可能です。

建物の修理は地震保険、地震直後の緊急資金として地震共済を活用いただくことを推奨しています。